

様式第8号

指令第150号

一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西23条北4丁目1番地2
有限会社 タナベ
氏名 代表取締役 田邊 宏

令和2年8月27日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ボサ・伐根・遺品整理など）
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許可期間		令和2年9月26日から 令和4年9月25日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		清水町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	清水町が指定する場所
	その他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和2年9月9日

清水町長 阿部 一 男

